



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年2月29日金曜日 第1942号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則.....	124
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	124

告 示

医療機関の指定.....	126
施術機関の指定.....	126
指定医療機関の名称の変更.....	126
指定医療機関の廃止の届出.....	126
指定施術機関の廃止の届出.....	126
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	127
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	127
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	127
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	128
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	128
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	128

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....	129
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	129
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	130
指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）の廃止の届出.....	130
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	130
指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の廃止の届出.....	131
大規模小売店舗の届出事項の変更の届出の概要等.....	131
新たな土地改良事業の施行の認可.....	131
市営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧（2件）.....	131
保安林予定森林.....	131
道路の供用開始（県道西条久万線）.....	132
道路の区域変更（県道八倉松前線）.....	132
道路の供用開始（県道松山北条線）.....	132
道路の区域変更（県道宇和三間線）.....	132
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	133
県営住宅の名称及び位置の一部改正.....	133

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表（第1条関係）						別表（第1条関係）					
名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間	名 称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練定員	訓練期間
省略						省略					
愛媛県立松山高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	総合建築科	15人	1年	愛媛県立松山高等技術専門校	普通職業訓練	普通課程	総合建築科	15人	1年
			情報システム科	15人	1年						
			△科								
省略		省略				省略					
省略						省略					

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第3号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月29日

愛媛県知事 加戸守行

告 示

○愛媛県告示第 249 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
エンゼル歯科医院	星 加 大 介	西条市樋之口437 - 12	平成20年 1月1日
あすなろ薬局	安 藤 智 宏	西条市大町643番地 2	平成20年 1月1日
すずらんハートクリニック	高 橋 光 司	八幡浜市若山 2 番耕地 8 番地 2	平成20年 1月10日
四国中央市急患医療センター	四 国 中 央 市	四国中央市妻鳥町1501 - 1	平成19年 8月1日
たけだ内科クリニック	医療法人 たけだ内科クリ ニック	伊予郡松前町大字筒井94 7番地 7	平成20年 1月1日
おおむら小児科	医療法人 おおむら小児科	喜多郡内子町城廻846番 地30	平成20年 1月1日

○愛媛県告示第 251 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医 療 機 関 の 名 称		開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
旧	新			
兵頭クリニック	心療内科兵頭クリニック	医療法人兵頭クリニック	伊予郡松前町中川原456	平成19年10月 3 日

○愛媛県告示第 252 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
小 川 医 院	小 川 弘	宇和島市丸ノ内三丁目 7 番15号	平成19年 10月31日
有限会社 しみず薬局	有限会社 しみず薬局	四国中央市村松町158 - 1	平成18年 6月23日
横内外科医院	遠 藤 昌 夫	四国中央市中曾根町1672 - 1	平成18年 8月1日
有限会社 モリザネ薬局	有限会社 モリザネ薬局	四国中央市三島中央五丁目 8 番71号	平成18年 8月11日
レディ薬局大洲店	株式会社 レディ薬局	大洲市若宮558番地 1	平成19年 8月22日
四国中央市急患医療センター	四 国 中 央 市	四国中央市三島中央 5 丁目 9 番54号	平成19年 8月1日
しみず調剤薬局	有限会社 しみず調剤薬局	西予市三瓶町朝立 1 番耕地 22番地 7	平成19年 10月 1 日

坂田歯科診療所	清 水 泰 雅	西条市大町696 - 1	平成20年 1月 1 日
べっく医院	別 宮 弘	大洲市平野町野田3220番地 1	平成20年 2月 1 日
ひらの薬局	有限会社 喜多調剤	大洲市平野町野田3198 - 2	平成20年 2月 1 日

○愛媛県告示第 250 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
彩愛整骨院	勝賀瀬 三 世	上浮穴郡久万高原町久万560 - 1	平成19年 12月13日
池井接骨院	池 井 章 洋	八幡浜市1536番地45	平成20年 1月 8 日

○愛媛県告示第 253 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

たけだ内科クリニック	武 田 政 寛	伊予郡松前町大字筒井94 7番地 7	平成20年 1月 1 日
おおむら小児科	大 村 勉	喜多郡内子町城廻846番 地30	平成20年 1月 1 日
石崎内科医院	石 崎 幸 雄	八幡浜市松谷1026	平成19年 12月30日
そうごう薬局清水店	総合メディカル 株式会社	新居浜市清水町 5 - 30	平成19年 12月31日
坂田歯科診療所	坂 田 昌 英	西条市大町696 - 1	平成20年 1月 1 日
たけだ調剤薬局	有限会社 たけだ調剤薬局	西条市大町字弁財天643 番地 2 エリービル 1 階	平成20年 1月 1 日

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
池井接骨院	池井高正	八幡浜市1536	平成20年 1月7日

○愛媛県告示第254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成20年2月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	平成20年1月10日
星加 大介	西条市明屋敷308-2	エンゼル歯科医院	西条市樋之口437-12	平成20年1月1日
株式会社ひだまり	八幡浜市八代野中68-1	株式会社ひだまり	八幡浜市八代野中68-1	平成20年1月7日

○愛媛県告示第255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成20年2月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅 介護支援事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社クリーンテック	西条市ひうち18番地9	株式会社クリーンテック居宅 介護支援事業所	四国中央市中之庄町621-1	平成19年12月13日

○愛媛県告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年2月29日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護 予防事業者） の名称	主たる事務所の 所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	ケアセンターわかば	宇和島市保田甲909番地	平成20年1月10日
星加 大介	西条市明屋敷308-2	エンゼル歯科医院	西条市樋之口437-12	平成20年1月1日
有限会社山起会ライフサプリ	松山市東石井三丁目3番5号	デイサービスセンターケアフ ル伊予	伊予市市場甲1021番地3	平成20年1月1日
医療法人誓生会	四国中央市土居町入野970番 地	訪問看護ステーションちかい	四国中央市土居町土居2227番 地32	平成19年12月27日
有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1-38	有限会社唐子浜介護センター	今治市東村三丁目1-38	平成19年10月1日
有限会社モードハヤシ	今治市八町東五丁目7-5	福祉用具たちばな	今治市北高下町三丁目3-18	平成19年4月1日

株式会社ひだまり	八幡浜市八代野中68 - 1	株式会社ひだまり	八幡浜市八代野中68 - 1	平成20年 1月 7日
----------	----------------	----------	----------------	-------------

○愛媛県告示第 257 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指 定 年 月 日
		名 称	所 在 地	
有限会社モードハヤシ	今治市八町東五丁目 7 - 5	福祉用具たちばな	今治市北高下町三丁目 3 - 18	平成19年 4月 1日

○愛媛県告示第 258 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	ホームヘルプステーションヒロセ	（変更後） 今治市喜田村六丁目 4 - 20	平成19年 9月 1日
			（変更前） 今治市国分七丁目 4 - 1	
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	訪問看護ステーションヒロセ	（変更後） 今治市喜田村六丁目 4 - 20	平成19年 9月 1日
			（変更前） 今治市国分七丁目 4 - 1	
株式会社ほのぼの	今治市蔵敷町二丁目13番地	ほのぼの指定介護サービス	（変更後） 今治市蔵敷町二丁目13番地	平成19年11月 1日
			（変更前） 今治市高市甲463番地 1	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市星原町11 - 40	平成19年10月26日
			（変更前） 新居浜市岸の上町 1 - 10 - 40	

○愛媛県告示第 259 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市星原町11 - 40	平成19年10月26日
			（変更前） 新居浜市岸の上町 1 - 10 - 40	

○愛媛県告示第 260 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護 予防事業者） の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	介護予防事業を行う事業所		変 更 年 月 日
		名 称	所 在 地	
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	ホームヘルパーステーション ヒロセ	（変更後） 今治市喜田村六丁目 4 - 20	平成19年 9月 1日
			（変更前） 今治市国分七丁目 4 - 1	
医療法人陽成会	今治市拝志 1 番26号	訪問看護ステーションヒロセ	（変更後） 今治市喜田村六丁目 4 - 20	平成19年 9月 1日
			（変更前） 今治市国分七丁目 4 - 1	
株式会社ほのぼの	今治市蔵敷町二丁目13番地	ほのぼの指定介護サービス	（変更後） 今治市蔵敷町二丁目13番地	平成19年11月 1日
			（変更前） 今治市高市甲463番地 1	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	株式会社悠遊社新居浜事業所	（変更後） 新居浜市星原町11 - 40	平成19年10月26日
			（変更前） 新居浜市岸の上町 1 - 10 - 40	

○愛媛県告示第 261 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅 介護事業者）の 名 称	主たる事務所の 所 在 地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城437番地 1	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町 2 - 3 - 21佐伯町ハイム	平成19年10月31日
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松3517番地	有限会社福岡メディカル宇和島事業部	宇和島市朝日町三丁目 5 番25号	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市産業通 4 番16号	平成19年10月31日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目 4 番17号	指定訪問リハビリステーション西安	八幡浜市大平 1 番耕地870番地 2	平成19年11月10日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスンにいほまケアセンター	新居浜市宮西町 4 - 4 ジツタビル 1、2 F	平成19年10月31日
三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目 4 番 1号	三菱電機ライフサービス株式会社西条支店	西条市ひうち 8 番地 6	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年10月31日

○愛媛県告示第 262 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町 2 - 3 - 21 佐伯町ハイム	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市産業通 4 番16号	平成19年10月31日

○愛媛県告示第 263 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）から、特定福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松3517番地	有限会社福岡メディカル宇和島事業部	宇和島市朝日町三丁目 5 番25号	平成19年10月31日
三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目 4 番1号	三菱電機ライフサービス株式会社西条支店	西条市ひうち 8 番地 6	平成19年10月31日

○愛媛県告示第 264 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン愛南ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘平城437番地 1	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン宇和島ケアセンター	宇和島市佐伯町 2 - 3 - 21 佐伯町ハイム	平成19年10月31日
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松3517番地	有限会社福岡メディカル宇和島事業部	宇和島市朝日町三丁目 5 番25号	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン八幡浜ケアセンター	八幡浜市産業通 4 番16号	平成19年10月31日
社会福祉法人白寿会	松山市天山二丁目 4 番17号	指定訪問リハビリステーション西安	八幡浜市大平 1 番耕地870番地 2	平成19年11月10日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスンにいほまケアセンター	新居浜市宮西町 4 - 4 ジツタビル 1、2 F	平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木 6 - 10 - 1	株式会社コムスン宇和町ケアセンター	西予市宇和町下松葉457ヒロハイツ102号	平成19年10月31日

○愛媛県告示第 265 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から、特定介護予防福祉用具販売事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社福岡メディカル	南宇和郡愛南町一本松3517番地	有限会社福岡メディカル宇和島事業部	宇和島市朝日町三丁目 5 番25号	平成19年10月31日
三菱電機ライフサービス株式会社	東京都港区芝公園二丁目 4 番 1号	三菱電機ライフサービス株式会社西条支店	西条市ひうち 8 番地 6	平成19年10月31日

○愛媛県告示第 266 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 7 項の規定による届出があったので、同条第 8 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 8 条第 8 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	届出年月日
フジグラン松前 A	伊予郡松前町筒井茶屋分832 - 1 外	駐車場の自動車の出入口の数及び位置	18箇所	20箇所	平成20年 2月22日

○愛媛県告示第 267 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、東温市南方土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・曲里地区）の施行を平成20年 2月19日認可した。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 268 号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用道路整備事業・小松地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（農業用道路整備事業・小松地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年 3月 3 日から 3月31日まで
- 縦覧場所
西条市役所小松総合支所

○愛媛県告示第 269 号

西条市から協議のあった市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・小松地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・小松地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年 3月 3 日から 3月31日まで
- 縦覧場所
西条市役所小松総合支所

○愛媛県告示第 270 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 保安林予定森林の所在場所
南宇和郡愛南町御荘菊川2344・2346・2348・2355・2356（以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。）、2345、2354
- 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
御荘菊川2348、2356（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2344から2346まで、2355
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 271 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市大保木字土山甲49番3から 同字甲25番3まで	平成20年 2月29日

○愛媛県告示第 272 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	八倉松前線	伊予郡松前町大字永田字銭塚23番1から 同字24番1まで	旧	メートル 5.2 ~ 7.0	キロメートル 0.039	
			新	9.0 ~ 10.5	0.039	

○愛媛県告示第 273 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山北条線	松山市客甲82番3から 同市客甲66番14まで	平成20年 2月29日

○愛媛県告示第 274 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和三間線	宇和島市三間町曾根906番2から 同町曾根908番2まで	旧	メートル 39.5 ~ 54.0	キロメートル 0.045	
			新	30.5 ~ 53.5	0.045	

○愛媛県告示第 275 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画道路事業 3・4・17中村桑原線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成15年 4月30日から

平成22年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 276 号

県営住宅の名称及び位置（平成13年10月愛媛県告示第1647号）の一部を次のように改正する。

平成20年 2月29日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前															
1 一般県営住宅		1 一般県営住宅															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略				省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>宇和島団地</u></td> <td><u>宇和島市和豊東町二丁目</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	省略		<u>宇和島団地</u>	<u>宇和島市和豊東町二丁目</u>	省略	
名 称	位 置																
省略																	
省略																	
名 称	位 置																
省略																	
<u>宇和島団地</u>	<u>宇和島市和豊東町二丁目</u>																
省略																	
2 省略		2 省略															